

# いじめ調査の在り方についての一考察

——新型コロナウイルス感染拡大以後に提出された  
調査報告書の提言部分に焦点を当てて——

四辻 伸吾・房村 利香

## 1 はじめに

### (1) いじめ調査の現状

いじめは教育現場における深刻な課題であると同時に大きな社会問題でもある。いじめ認知件数については、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省、2022）によると、新型コロナウイルス感染症の影響により2020年度は前年度より減少したものの、2021年度は小学校において500,562件（2020年度420,897件）、中学校において97,937件（2020年度80,877件）と再び増加している。

いじめ防止対策推進法（2013）によると、いじめの定義は「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。また、いじめ防止対策推進法においては、第28条第1項において「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」（以下、「生命心身財産重大事態」という）、同項2号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」（以下、「不登校重大事態」という）を「重大事態」とし、その場合は、「速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」としている。これを受け、いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省、2017）において、いじめ重大事態における調査は「調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること」として、調査組織（調査組織は第三者委員会やいじめ調査委員会、いじめ調査チームなど名称はさまざまであるが、それらの調査組織について、本論文では以降、「いじめ調査委員会」と記載する）を構成するものとしている。これをふまえ、近年、全国各地にていじめ重大事態に関する調査がされ、その結果が調査報告書として示されている。

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省、2022）に

(56)

よると、全国の2021年度のいじめ重大事態の発生件数は、小学校において314件(2020年度196件)、中学校において276件(2020年度230件)、高等学校において112件(2020年度84件)、特別支援学校において3件(2020年度4件)、計705件(2020年度514件)となっている。このうち「生命心身財産重大事態」については、小学校で158件(2020年度76件)、中学校で122件(2020年度109件)、高等学校で68件(2020年度51件)、特別支援学校で1件(2020年度3件)、計349件(2020年度239件)となっている。「不登校重大事態」については、小学校で191件(2020年度143件)、中学校で175件(2020年度155件)、高等学校で61件(2020年度47件)、特別支援学校で2件(2020年度2件)、計429件(2020年度347件)となっている。また、都道府県別では、2021年度において、東京都69件(2020年度36件)、大阪府64件(2020年度41件)、兵庫県58件(2020年度40件)、埼玉県43件(2020年度32件)、千葉県37件(2020年度33件)となっており、2020年度よりも増加している。

## (2) いじめ調査の課題

現在、いじめ調査委員会は全国各地にて組織され、いじめ重大事態の調査が進められている。いじめ防止対策推進法によると、いじめ調査委員会の目的はいじめの事実解明と再発防止であるが、これらの実態調査が現在進行しているいじめの防止へとつながっているかどうかについては、十分な検証がなされていないと推察される。東・中村(2019)は、いじめ調査について、「『重大事態報告書』は数多く公表されているが、教育実践で役立っているかは不明であり、十分に活用されるまでに相当の時間がかかるように思える」としている。いじめ調査委員会が作成する報告書は、いじめの事実解明についてはある程度明らかになっていると考えられるが、再発防止に向けて学校現場で十分に生かされているとは言い難い。またいじめ重大事態の調査について、自死を除いた事案においては、たとはいじめの実態が解明されたとしても、今現在心身に苦痛を感じている児童生徒の状況が改善されなければ、いじめ調査の意義はあるとは考えられない。

そもそも、いじめ調査についてはどのようなことが調査されているのであろうか。表1は令和4年度に公表された「いじめ調査報告書」のうち3つの調査報告書を例として挙げ、「目次」からどのような視点でいじめ調査報告書がまとめられているかを整理したものである。これらの構成を比較してみると、いずれもいじめの調査と学校および教育委員会の対応、再発防止に関する構成となっている。いじめ調査における事実の解明は、それぞれ事案ごとに背景や内容が違い、それに応じて様々な調査が行われる。一方、再発防止に関する記述は同種のいじめ事案が再び起こらないように提言という形で示されている。つまり、教育現場でいじめ調査結果をどのように生かしていけばいいのかという観点からすると、いじめ調査報告書における提言部分の記載が重要な役割を果たすと言える。本論文では、教育現場においていじめ調査報告書がどのような役割を果たしているのかふまえて、インターネット上に公表されているこれまでの調査報告書における提言部分の記述に関して考察を行うこととする。

表1 令和4年度に提出された「いじめ調査報告書」における目次の例

報告書	滋賀県立学校いじめ問題調査報告書 (公表概要版) (令和4年4月13日提出)	和歌山大学附属中学校におけるいじめ重大 事態調査 (令和4年6月28日提出)	川崎市いじめの重大事態に係る調査 報告書 (令和4年6月28日提出)
目次	第1章 当委員会の調査の概要 第1節 調査開始に至った経緯 第2節 当委員会の委員構成 第3節 当該生徒側の主張内容の概要 第4節 当委員会の調査方法等 第2章 調査結果 第1節 当該高校入学までの経緯等 第2節 同級生部員によるいじめの訴え に関する聴取内容等(概要) 第3節 その他の事情等に関する聴取内 容等(概要) 第3章 いじめの認定 第1節 いじめの定義等 第2節 当委員会が認定した事実と「い じめ」該当性の有無 第4章 心身の不調との関連性の考察 第5章 学校及び県教委の対応およびその 問題点等 第1節 学校の対応およびその問題点 第2節 教育委員会の対応およびその 問題点 第6章 学校生活のさらなる充実のために 第1節 いじめ対策委員会の開催と調査 の在り方について 第2節 情報の共有, 引き継ぎと支援の 在り方について 第3節 教育相談体制の一層の充実 第4節 部活動指導の在り方	第I部 いじめ調査といじめの認定 第1章 いじめ調査の進め方 第2章 いじめの構造, 捉え方 第3章 当該生徒を巡る事実関係 第4章 いじめの認定 第II部 学校及び大学の事前及び事後対応 第1章 学校の当該生徒等に対する 「重大事態」以前の対応 第2章 学校の当該生徒等に対する 「重大事態」以前の対応に関する問 題 第3章 学校及び大学の当該生徒等に 対する「重大事態」以後の対応に関す る問題 第III部 提言 第1章 いじめ防止法といじめの認知, 初期対応 第2章 「問題行動」を繰り返す生徒へ の指導, 支援 第3章 SC, SSW の活用と多職種連携 第4章 SOS の出しやすい関係づくり, サインのとらえ方と対応 第5章 教員が SOS を出せる「チーム 学校」のために 第6章 アセスメント, プランニング とケース会議(事例検討会) 第7章 学校における重大事態とリス クマネジメント 第8章 調査委員会のあり方と今後の検証	第1章 事案の概要 第2章 認定した事実 第1 事実認定における問題点 第2 事実認定 第3章 「いじめ」の認定 第1 「いじめ」の定義 第2 「いじめ」の認定 第3 「いじめ」の性質・原因 第4章 重大事態に至る経過 第1 はじめに 第2 重大事態に至る経過 第5章 当該校・市教委の対応 第1 本委員会の立場 第2 事案の経過 第3 当該校の対応 第4 市教委の対応 第6章 提言 第1 学校に対するもの 第2 教育委員会に対するもの

いじめ調査報告書における提言部分の分析については、亀田・会沢(2020)が2015年4月から2020年3月までにインターネット上で公表されたいじめ重大事態の調査報告書の提言部分を分析し、その記述内容を「いじめの早期発見」「いじめへの対応・対処」「いじめの未然防止」の3つにカテゴライズをしている。この亀田・会沢(2020)の分析においては、いじめ調査報告書において、「いじめへの対応・対処」における「組織的対応・体制の構築」「重大事態における対応・対処」「関係機関との連携」の提言が多いことを指摘した上で、今後の課題として「いじめ防止・早期発見・早期対応のためのより良いプログラムの構築」や「児童生徒の自死予防や自死が起きた時のための体制づくり」の必要性を示唆している。

亀田・会沢(2020)が分析対象とした最終時期である2020年3月からは、新型コロナウイルス感染症による全国一斉臨時休校となり、それらの影響で教育現場はこれまで経験したことのない混乱の状況となった。この新型コロナウイルス感染症の影響は、いじめ認知件数や不登校にも現れている。「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省、2022)によると、新型コロナウイルス感染症の流行前の2019年度においては、いじめ認知件数は計612,496件であったが、新型コロナウイルス感染拡大後の2020年度は計517,163件と一旦減少し、その後2021年は計615,351件と再び増加している。いじめ重大事態についても、

(58)

2019年度において発生件数は計723件だったものが、2020年度には計514件と一旦減少し、2021年度には計705件と再び増加している。

これらの状況をふまえると、いじめの状況についても新たな局面を迎えている可能性もあると考えられ、いじめ調査における提言内容についても亀田・会沢(2020)が分析対象とした調査報告書の提出時期以降のもの、つまり新型コロナウイルス感染感染拡大以後の調査報告書における提言部分を分析することで新たな知見を得ることができると考えられる。

## 2 調査の目的と方法

### (1) 調査の目的

本調査の目的は、新型コロナウイルス感染拡大以降に提出されたいじめ調査報告書における提言部分において、どのようなことが提言されているかを把握するとともに、それらの提言内容の意義について考察するものである。

### (2) 調査の方法

新型コロナウイルス感染症に伴う全国学校一斉休校が始まった、2020年3月以降に提出されたいじめ報告書のうち、インターネット上において公表されているもの(2022年10月31日時点)を対象とし、各調査報告書の提言部分における内容について分析を行った。

## 3 結果と考察

令和2年3月以降においてインターネット上に公表されているいじめ調査報告書について25の報告書を確認することができた。25の報告書には、調査書本体のものもあれば、概要版や公表版として公開されているものが見られたが、本研究ではこれらを合わせて分析することにする。これらの報告書において「提言」や「再発防止」などについて記載されている部分を提言部分と捉え、どのような内容が示されているのかについて整理した。また提出日とともに調査書全体が何頁で構成されているか、提言部分に何頁が費やされているかについても確認した。これについて表2-1及び表2-2に示す。

提言部分については、亀田・会沢(2020)は、「いじめの早期発見」「いじめへの対応・対処」「いじめの未然防止」の3つのカテゴリで分類しているが、本研究では「誰に対するアプローチなのか」という点に着目した上で3つのカテゴリに分類した。一つ目のカテゴリとしては、「教員への研修の必要性」「教員がいじめについて知ること」「教員がいじめ防止対策推進法等について知ること」等、主に教員の意識を改善することに関する記述が見られたため、これを「教員へのアプローチ」として分類した。二つ目のカテゴリとしては、「チーム学校の必要性」「多職種連携の必要性」など主に学校や教育委員会が組織的に対応すべきことに関する記述が見

表 2-1 令和 2 年 3 月以降のいじめ調査報告書

調査報告書	提出日/頁数/提言頁数	教員へのアプローチ	組織へのアプローチ	児童生徒へのアプローチ
宝塚市いじめ問題再調査委員会・調査報告書(概要版)	令和 2 年 6 月 22 日 149 頁/58 頁	・推進法といじめの認知	・多職種連携・チーム学校 ・管理統制 ・SC・SSW の活用 ・事例検討会	・自殺予防教育 ・希死念慮等の捉え方 ・SOS の捉え方 アセスメント
神奈川県いじめ防止対策調査会・調査報告書(公表版)	令和 2 年 10 月 12 日 50 頁/1 頁	・推進法・県いじめ防止基本方針・ガイドラインの周知、指導	・人員増強の働きかけ ・専門家関与	・生徒・教職員のメンタルケア
米原市いじめ問題調査委員会・調査報告書(公表版)	令和 3 年 2 月 1 日 19 頁/6 頁	・いじめ事案の早期発見に向けた意識改革	・被害児童および加害児童からの聴き取りマニュアルの作成 ・初期対応・初動体制のあり方 ・いじめ事案における校内連携・多職種連携・外部連携・保護者との連携 ・「チームとしての学校」対応 ・事実と解釈をすみ分ける態度 ・法的対応の必要性 ・適切な記録と保存	・被害児童とその保護者への寄り添った対応と関係づくり ・児童に対する傾聴の必要性
奈良学園中学校「いじめ重大事態に関する第三者委員会」報告書(公表版)	令和 3 年 3 月 31 頁/4 頁	・教師の力量向上 ・教師のいじめに向き合う態度の改善	・協力協働 ・保護者の協力の呼びかけ	・生徒自身がいじめについて考える必要性
京都府いじめ調査委員会・京都府いじめ調査委員会調査報告書(ホームページ公開用)	令和 3 年 3 月 9 日 20 頁/9 頁	・学校内部における「いじめ」問題に対する取り組みの整備	・外部専門家との連携(SC・SL) ・手順の明確化とルール化 ・記録の作成と保存	
尼崎市いじめ問題対策審議会・調査報告書(概要)	令和 3 年 3 月 17 日 11 頁/1 頁	・教職員のいじめ対応力の向上 ・教育委員会による不登校の状況の把握	・教職員間の連携強化 ・教育委員会による研修体制の見直し ・運動部部活動の在り方の再点検 ・教職員で一致した目標の設定	・生徒へのいじめ等の心理教育の機会
広島県いじめ問題調査委員会・県立学校いじめ重大事態に関する調査報告書	令和 3 年 3 月 22 日 44 頁/9 頁	・研修 ・当該学校に必要な「いじめ防止等に係る基本方針」及び「指導マニュアル」の作成 ・いじめ予防・対応に係る指導に関するカリキュラム・マネジメント	・各学校のいじめ防止基本方針の策定・運用に関する指導・助言の強化 ・学校体制の再構築 ・重大事態発生時の教育委員会の支援体制の強化 ・教職員の配置の改善 ・教職員以外の職員の増員・地域等の協力者づくりへの支援	・道徳教育・道徳授業の改善 ・ネットいじめへの対応 ・学校全体における教職員と子供の信頼関係の構築 ・生徒の転学後の支援の充実
大阪府立学校等のいじめの重大事態に係る再調査委員会・いじめ重大事態に係る再調査報告書(概要)	令和 3 年 3 月 26 日 14 頁/2 頁	・生徒理解、いじめについての理解を深め、一人一人を大切に	・いじめ防止対策委員会を実効あるものにする ・調査体制の改善 ・子どもの権利を守る専門機関との連携	・生徒間で互いの異なった個性を認め合い、互いの人間性、人間の尊厳を尊重する教育が必要
八王子市いじめ問題調査委員会・八王子市立中学校におけるいじめ重大事態に係る再調査報告書(公表用)	令和 3 年 5 月 11 日 90 頁/9 頁	・ネット上のいじめ調査・対応のあり方の周知 ・いじめに関する教員研修の内容の見直し	・SC・SSW・SL の配置及び連携の強化 ・地域社会との連携 ・学校の「いじめ防止対策委員会」の実態調査	・長期不登校の生徒についての原因調査
尼崎市の中学校生徒死亡事案に関するいじめ問題調査委員会・調査報告書(概要)	令和 3 年 6 月 3 日 25 頁/11 頁	・教師のカウンセリングマインド ・自死防止の視点	・外部との支援体制の構築 ・SC・SSW との連携	・自殺予防教育 ・母と子の双方に対する働きかけ ・子どもの心身のサインの理解
名古屋市いじめ問題再調査委員会調査報告書(公表版)	令和 3 年 7 月 30 日 123 頁/20 頁	・いじめ防止基本方針の確実な実践 ・部活動のガイドライン等に基づいた運営 ・重大事態における法に基づく対応	・いじめが存在することを前提とした学校運営 ・安心して相談できる体制づくり ・チームで子どもを応援する制度の組織、運用の在り方を見直し ・相談室の開設 ・転入生に対する配慮	・生徒が SOS を出しやすい学校 ・ハイパー QU などの活用
北杜市いじめ問題専門委員会・調査報告書(公表版)	令和 3 年 10 月 27 日 220 頁/46 頁	・「いじめ」の認知に対する徹底 ・教員間の望ましい関係性	・いじめ対策委員会の開催 ・対応の決め方とその効果の検証 ・いじめ防止基本方針の見直しと実施 ・教育委員会による自己点検の促進 ・外部資源(SSW、民生委員など)の活用 ・教育委員会事務局の体制の強化 ・調査・証拠収集のマニュアル化 ・正確に記録し保管 ・教育委員会間での情報の共有	・アンケートの取り方を見直す ・親や子どもとの意思疎通 ・QU(楽しい学校生活を送るためのアンケート)の活用方法の見直し ・子どもの権利擁護を行う者を明確化し、子どもへも周知 ・児童生徒が考え行動する環境を作る ・人権感覚の育成 ・ソーシャルスキルを身に着ける

表 2-2 令和 2 年 3 月以降のいじめ調査報告書

調査委員会	提出日	教員へのアプローチ	組織へのアプローチ	児童生徒へのアプローチ
福島市いじめ問題対策委員会専門部会・福島市内公立小中学校で発生したいじめ重大事案の調査報告書	令和 4 年 1 月 19 日 62 頁 / 4 頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめの認知や理解をめぐる教師の視点を変える</li> <li>大人の自らの言動の結果に謙虚に向き合う姿勢</li> <li>保護者からの情報提供を真摯に受け止める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担任だけに任せがちないじめ対応の是正</li> <li>学校でのいじめ調査の公平性・客観性の確保</li> <li>校長の役割の重要性</li> <li>いじめ重大事案のあり方を再考</li> <li>いじめ防止対策への点検項目</li> <li>専門的スタッフの活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の精神的傷つきについて理解する</li> <li>保護者の抱える苦痛や不安に寄り添う</li> </ul>
堺市いじめ防止等対策推進委員会・いじめ重大事案調査報告書	令和 4 年 3 月 44 頁 / 8 頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>チームでの対応・職員間の連携</li> <li>外部専門家の活用とチーム学校づくり</li> <li>小中連携の体制づくり</li> <li>各校からの報告システムの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害児童の思いを丁寧に理解する</li> <li>いじめの解消に向けた加害児童への指導</li> <li>いじめを許さないクラスづくり</li> </ul>
川崎市いじめ問題専門調査委員会・いじめ重大事案に係る調査報告書(公表版)	令和 4 年 3 月 8 日 42 頁 / 4 頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止対策推進法に則った対応</li> <li>いじめを看過しない</li> <li>法を根付かせる取り組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担任一人で抱え込まない</li> <li>保護者の懸念への対応</li> <li>アンケートに対する対応</li> <li>SC、SSW 等専門的知識の活用</li> <li>対応の記録</li> </ul>	
三重県いじめ調査委員会調査報告書(公表版)	令和 4 年 3 月 17 日 17 頁 / 8 頁		<ul style="list-style-type: none"> <li>部活動の意義の再確認と指導体制の構築</li> <li>学校における組織的な対応の強化</li> <li>事後対応の重要性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの SOS に対応</li> <li>子どもを支える豊かな人間関係</li> <li>人権教育の推進</li> <li>当事者以外の生徒の主体的な関与</li> </ul>
滋賀県立学校いじめ調査委員会・調査報告書(公表概要版)	令和 4 年 4 月 13 日 20 頁 / 6 頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科担任制をとる高校における教員の情報共有</li> <li>いじめ対応を複数の教員で行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事実確認後謝罪の場等を設ける</li> <li>いじめ対策委員会の視点の明確化</li> <li>聴き取りマニュアル等を作成する</li> <li>教育相談体制を充実させる</li> <li>SC、SSW、スクールロイヤー等と連携</li> <li>部活動指導の在り方について見直す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の双方のかかわりについて話し合うことの筆要を請</li> </ul>
蕨市いじめ防止対策等専門委員会・調査報告書の概要	令和 4 年 4 月 26 日 7 頁 / 4 頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>カウンセリング技法や生徒の理解に対する資質の向上に向けた研修の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケートのやり方や頻度の見直し</li> <li>複数によるアンケートの解釈</li> <li>安全点検の実施・報告</li> <li>生徒に寄り添える余裕を保障する体制</li> <li>SC や SSW 及び教員による相談体制の充実</li> <li>部活動における学校外の人材の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別活動の充実</li> <li>CAP (Child Assault Prevention) 等のプログラムの導入</li> <li>SNS の使い方などの啓発</li> <li>自己有用感の醸成</li> <li>心に響く授業</li> </ul>
児童等がその生命等に著しく被害を受けた事案に関する第三者委員会・大阪市立小学校児童のいじめ申立に関する調査報告書	令和 4 年 4 月 27 日 103 頁 / 3 頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>各校いじめ防止基本方針に定められた制度や活動が実施されているかの確認</li> <li>管理職及びいじめ対策組織の担当教員への周知・研修</li> <li>いじめ対策基本方針について教職員に周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実態を調査して有効ないじめ防止と対処が図られる指導・助言</li> <li>自死事案が起こったとき「自殺の背景調査の指針」に従った調査</li> <li>いじめ及び自殺に専従する指導主事</li> <li>記録を残す</li> <li>家庭及び専門機関との連携をとること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の学校生活への負担感を見落とさず、適切に対応する</li> <li>加害とされる児童に対して、加害の原因を把握して内面に触れる指導をすること</li> </ul>
和歌山大学附属中学校におけるいじめ重大事案調査委員会・調査報告書	令和 4 年 6 月 28 日 49 頁 / 21 頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期段階におけるいじめ認知</li> <li>「重大事案」に関する理解と基本的対応の欠如</li> <li>学校におけるリスクマネジメントの捉え方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いじめ対策委員会」の開催</li> <li>関係者が協力して事実の把握</li> <li>外部専門機関との連携</li> <li>SC、SSW の活用と多職種連携</li> <li>児童虐待等への対応のための地域連携</li> <li>教育相談コーディネーターの役割</li> <li>教師が SOS を出せる「チーム学校」</li> <li>アセスメント、プランニングとケース会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめの早期発見</li> <li>被害生徒の心のケア</li> <li>SOS の出しやすい関係づくり、サインのとらえ方と対応</li> <li>「問題行動」を繰り返す生徒への指導、支援、居場所づくり</li> <li>ストレスの対処の仕方を育む</li> <li>お互いを大切にしあえる関係を育む</li> </ul>
豊田市立小学校児童重大事故再調査チーム・調査報告書(公表版)	令和 4 年 6 月 29 日 55 頁 / 12 頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止基本方針の周知徹底</li> <li>教職員へのいじめ防止研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実効性のあるいじめ防止対策組織</li> <li>関係機関等との連携等</li> <li>専門家を活用</li> <li>教職員の情報の共有</li> <li>保護者、関係機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート手法の見直し</li> <li>子どもの人権尊重</li> <li>児童生徒に対するいじめ予防教育</li> <li>加害児童生徒の指導</li> <li>命を大切に教育</li> </ul>
所沢市教育委員会・調査報告書(公表版)	令和 4 年 8 月 2 日 15 頁 / 4 頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者との信頼関係</li> <li>記録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織的対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者が安心して学校生活を送ることができるようにする</li> </ul>
旭川市いじめ防止等対策委員会・いじめ重大事案に係る調査報告書(公表版)	令和 4 年 9 月 12 日 165 頁 / 9 頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめを正しく理解するための研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会による学校の管理体制</li> <li>いじめに対応できる組織的システム構築</li> <li>重大事案対応マニュアルの策定</li> <li>人としての尊厳が護られる社会づくり</li> <li>幼小中高において情報を統一様式で記録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒がリスクへの対応を学ぶ機会を系統的に提供</li> </ul>

られたため、これを「組織へのアプローチ」として分類した。三つ目のカテゴリーとしては、「道徳教育」「生と死の教育」「いじめ防止のための児童・生徒への働きかけ」など児童・生徒への働きかけや支援などに関する記述が見られたため、これを「児童・生徒へのアプローチ」として分類した。

つづいてこの3つのカテゴリーごとに具体的にどのような記述が見られたのかについて概観する。まず「教員へのアプローチ」については、いじめ防止対策推進法やいじめ防止基本方針等、いじめに関わる法律や方針、ガイドラインなどについて教員が熟知することの必要性が強調されていた。つまり、それぞれのいじめ調査報告書の事案の中で、教員がいじめに関する知識を十分に持っておらず、いじめの認知を正しく行っていないことで、いじめ対応の不適切さにつながっている可能性を示すものであると考えられる。この状況をふまえて、いじめ対策に関する教員の資質向上の必要性や教員に対する研修を行うことの重要性を示す記述も多く見られた。なお、近年、教員採用試験の競争倍率の低下に伴う教員の資質能力に課題があることや、教員不足や多忙さによる教員の余裕の無さなどが問題視されている。そのような課題がいじめ対応に関する脆弱さにつながっているのであれば、これらの状況は一刻も早く改善されなければならないであろう。

「組織へのアプローチ」については、外部の専門家の活用と連携の必要性や校内いじめ組織などの組織対応と情報共有の在り方など、組織としていじめ問題に対してより円滑に取り組むことができる体制づくりに関する記述が見られた。またフローチャートに沿った対応の必要性や対応のマニュアル作り等、個人の資質・能力に頼らずに対応する必要性についての記述も散見された。つまり、これらから各事案の中で事案に関係する教員等、一人一人の対応の不十分さを補えるような組織の力が十分に働いていなかったということが推察される。教員も人間であり、人間であるならばヒューマンエラーが生じるのは当然であると考えられる。ヒューマンエラーが生じることは日常生活の中で想定されるべきであり、たとえヒューマンエラーが生じたとしてもそれを組織として補うことで一人一人の児童生徒を守ることができると考えられ、そのような体制づくりがのぞまれるであろう。また教員以外の専門家の活用の必要性に関する記述も多く見られ、現在のいじめ問題について教員だけでは対応が難しい現状を示唆していると考えられる。先述のヒューマンエラーを補うことだけに着目するのならば、学校内の組織対応の質が向上すればいいと考えられるが、学校内の組織に閉ざされているだけでは対象に対する視点も限られてしまうであろう。そのためには外部人材を活用することでより様々な視点から対応することができるのではないだろうか。くわえて、組織連携については、いじめ対応のみならず様々な学校問題において、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」(中央教育審議会、2015)にて「チームとしての学校」の重要性が示されているにもかかわらず、多くのいじめ調査報告書にみられることは、「チームとしての学校」としての在り方を再考すべきだということが示唆されるものではないだろうか。

「児童生徒へのアプローチ」については、SNS教育、自殺予防教育等、教育現場の授業内容と

(62)

して実施できるものから、日常的な関わりの中から子どもたちをどのように支援していくべきなのかということを示す記述が見られた。また児童生徒との信頼関係を築いた上で、児童生徒のSOSに教員が敏感となり、いじめ重大事態につながる可能性のある状況を早期発見することの必要性が示されていた。子どもに寄り添う、子ども理解を深めるといった教員の資質向上が必要であるという記述と、子どもたち自身が学び、子どもたち自身のスキルを向上させることの必要性を示す記述がみられた。これらから、各事案において、児童生徒に対しての理解が不十分であり、信頼関係を十分に築くことができなかつたことを起因として、いじめ重大事態へとつながってしまったということが推察される。

以上、各カテゴリーの記述について着目してきたが、「教員へのアプローチ」として示された「教員がいじめ問題に対する知識を獲得すること」、「組織としてのアプローチ」として示された「個人の資質能力だけに頼らない体制づくり」、「児童生徒へのアプローチ」として示された「児童生徒との信頼関係や教育実践」などについては、いじめ重大事態に対する提言である以前に、教育現場において進められるべき当然のアプローチであると考えられる。本研究では、新型コロナウイルス感染拡大時期である、2020年3月以降に提出されたいじめ調査報告書に着目したものの、少なくともこれらの調査報告内容のいずれにおいても、いじめ重大事態という状況にかかわらず教育現場において進められるべき当然のアプローチが調査報告書の提言内容として繰り返されていると考えることができる。また、亀田・会沢(2020)が分析した2015年4月から2020年3月の期間における調査報告書における提言内容においても、「いじめの理解と認識」「教職員間の情報の共有」「教育委員会との連携・対応と取り組み」などに関する提言が示されていることを指摘しており、やはり概ね同じ内容の提言が長期に渡って繰り返されていると考えられる。つまり、教育現場においては、新型コロナウイルス感染拡大が様々な影響を及ぼしているにもかかわらず、いじめ調査報告書における提言内容については特筆すべき変化は見られないと推察することができる。このような状況をふまえて以下においては、いじめ調査の在り方及び本研究の今後の展望について検討したい。

#### 4 いじめ調査の在り方及び本研究の今後の展望

教育現場で生かすことができるいじめ調査報告書の在り方について

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省、2022)によると、2021年度のいじめ重大事態の発生件数については、705件(小学校:314件、中学校:276件、高等学校:112件、特別支援学校:3件)となっている。これらの状況の中で、「いじめ調査委員会」が開催されることは稀な状況ではなくなっていると言え、「いじめ調査委員会」の名前や存在は一般に広く認知されるようになってきている。しかし、一方でその実態については、非公開の部分も多く十分に認知されているとは言い難く、「いじめ調査委員会」という名前だけが一人歩きしているとも捉えられる。また、このようにいじめ重大事態は全国各地で発



生する中で、それぞれに対して客観的ないじめ調査が行われるようになってきてはいるが、いじめ調査報告書において様々な提言がなされたとしても依然いじめ認知件数およびいじめ重大事態の発生件数について改善されているとは言い難い。この状況について、いじめ調査報告書における提言が実際に活用されているのかという点から考察していきたい。

そもそも、いじめ調査報告書は調査すべき事案が発生したのちに当該個別の事案に関して調査し、分析をするものであるものの、提言部分については個別の事案にだけ当てはまるものではなく、本来は広く一般に活用されるべきものであると考えられる。本研究において2020年3月以降のいじめ調査報告書を分析した結果、いじめ報告書の提言部分の記述内容においては、いじめ問題の有無に関わらず学校現場として当然アプローチするべきものから、いじめ問題の解決に向けて活用できそうな具体的な内容まで多岐にわたって示されていた。しかし、先述の通り、これまでに提出されたいじめ調査報告書において同じ内容の提言が繰り返されていることをふまえると、教育現場にてそれらの提言内容が活かされていない可能性が考えられる。実際、いじめ調査報告書そのものを学校現場にどう還元していくかについては十分に示されているとは言えず、学校としても活用方法を十分理解できていない可能性がある。またそれ以前に、提出された報告書を学校現場で生かす前の段階である、いじめ調査とはどのようなものであるのか、いじめ調査報告書にはどのようなことが記載されているのか等、いじめ調査に関する基本的な知識について教員の間において共有されていないということが考えられる。そのため、調査報告書の提言部分がその後の学校支援につながっておらず、いじめ調査報告書が作成されるごとに各自治体で同じような提言内容が繰り返されると考えられる。

それではなぜいじめ調査そのものが周知徹底されず、いじめ調査報告書における提言内容が活かされないのであろうか。その理由の一つとして、表2-1及び表2-2に示したように公表版や概要版ではない調査報告書本体では100~200頁を超えるものも見られ、読むことそのものにも相当な時間がかかるとともに、一度読んだだけで内容を正確に理解することは難しいということが考えられる。つまり、いじめ調査報告書を教育現場で活用されるよう、その記述内容を理解しやすいものにしていく工夫が必要である。各いじめ調査報告書の提言内容の頁数や表現方法については調査報告書ごとに異なっているものの、総じて平易とは言えない文章になっていたり、学術的な表現になっていたり、一般の人々が短時間で容易に理解できる文章とは言えない。また多忙な教員が一定の時間を割いて調査報告書を読み、その提言部分を理解した上で、教育活動に還元するというのも難しいと考えられる。一部の調査報告書は「概要版」として、本編の文章を簡略化したものが作成されているが、すべての調査報告書において作成されているわけではない。このような状況をふまえると、東・中村(2019)が、重大事態発生防止のためには公表版(概要版)の方が活用しやすいという側面があることを指摘している点に加えて、概念図や表などを活用しながらわかりやすい表現でまとめ、理解しやすい内容にするとともに、リーフレットやHP上ですぐに閲覧できるような形での提言とするべきであると考えられる。

また、いじめ調査を諮問されてから報告書が提出されるまでに長期の期間が要されているとい

(64)

う実態についても大きな課題であると考えられる。実際に、当該いじめ事象に関する膨大な資料を理解したうえで調査方法を検討し、聴き取りなどもふまえて事実を解明し、再発防止に向けての提言までを調査報告書としてまとめるためには、一定の長期期間を要することは不可避であると言える。このことは日々新しく生じる目の前の児童生徒の課題への対応を迫られる現場の教員にとって、長期の時間を要して作成されたいじめ調査委員会に記載された提言内容を把握するまでに大きなタイムラグが生じることにつながっていると考えられる。これにより、一定期間が経過してしまった事象について言及するいじめ調査報告書における提言と教員が日々新しく生じる目の前の児童生徒の課題対応へのアプローチとの間にずれがあるため、その提言の活用が難しいものとなっている可能性も考えられる。また、いじめ調査報告書作成に相当な期間を要するということについては、被害者側にも大きな影響を及ぼしていると考えられる。そもそも、当該いじめ事象について「早く事実を知りたい」という感情を抱く被害者側にとって、調査報告書作成に長時間を要することそのものに対して理解を示すのは困難な場合が多いと考えられる。また司法のような調査権限がない状態での任意の調査には限界があり、調査報告書の内容について被害者側の思いに十分に添えていない場合も考えられる。そのような場合、長期間待たされた末に示された調査内容に対して、被害者側が納得することが難しい場合も少なくない。くわえて長期間を要して作成したいじめ調査報告書が「誰のための報告書なのか」という疑問を抱くことにもつながりかねない。

このような状況を避けるためにも、いじめ調査報告書作成に要する時間を少しでも短くするような工夫が必要であろう。先述のように、相当数のページから構成されているいじめ調査報告書を作成したのちに、「概要版」「公表版」として簡略化して示されることも多いが、そもそもいじめ調査報告書そのものについて、必要不可欠な部分を除き、より簡単な記載で読みやすいものにしていく必要があるであろう。

#### いじめ調査そのものの在り方について

いじめについて、いじめを受けた被害者といじめを行った加害者が存在している場合、当然いじめを受けた被害者を守り、当該いじめの状況を解決した上で、その後の被害側の児童生徒が安心して生活できるようにしていかなければならない。もちろん「生命心身財産重大事態」に含まれる、被害者が亡くなってしまっている場合には、被害者の安全を守ることそのものがその時点ではできなくなってしまっているが、そもそも「いじめ防止対策推進法」は被害者を守る法律であるとともに被害者の最善の利益を考慮するものと考えられ、いじめ重大事態に係る調査もいじめ被害者及びいじめ被害者家族等に寄り添うことを目的として行われるものであると考えられる。しかし、「生命心身財産重大事態」のうち被害者が亡くなっていない事案、および「不登校重大事態」に関するアプローチについて、被害者の安全を守ること、被害者側の心に寄り添うことよりも、加害者を罰することや学校や教育委員会の不適切さを指摘することに着目する風潮になってしまっている可能性は否定できない。

例えば、「不登校重大事態」についての目標の一つには「再登校」というものがある。もちろん、文部科学省（2019）による「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日）には、不登校児童性生徒への支援については、「不登校児童生徒への支援は、『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること」と示されているように、「再登校」だけに着目して対応することは適切ではない。しかし、先にも示したようにいじめ調査に長期間を要することが多いことを考えると、「不登校重大事態」における調査報告に時間を要している間に、不登校の状況がまったく改善されず、教育の機会を十分に確保できないまま調査に要する期間の長さが当該児童生徒の再登校を含めた社会的自立への妨げとなっているのならば、いじめ調査そのものが当該児童生徒のためになっていないという解釈をすることもできる。

いじめ問題については、いじめ重大事態として調査を行う必要があるとともに、日常的にも学校内における案件としていじめ調査を行う必要がある。このいじめ調査については、教員一人一人が主体となって進めていく必要がある。しかし、教員は教育の専門家ではあるが、調査に関する専門性を持ち得ていないという側面もあり、このことが学校におけるいじめ調査を困難にしているとも考えられる。また、日常の学校生活において教員が調査を行う場合、中立性や第三者性を保つことが非常に難しい。さらには多忙化の問題も指摘されており、教員が調査を行うための時間的余裕が不十分だという側面もある。このような状況をふまえると学校内におけるいじめ調査委員会において第三者がその調査に加わることが必要となってくる。

一方、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省、2017）において示される調査組織として、「学校主体の調査組織」であるのか「第三者で構成された調査組織」であるのかについては、「学校主体の調査組織」である場合は調査と同時に教育的支援を進めることができるのに対して、「第三者で構成された調査組織」では「調査」のみであり直接的な教育的支援を進めることができない。つまり「不登校重大事態」において「第三者で構成された調査組織」が長期間にわたって調査を行った場合に、学校が調査への影響を考慮に入れて当該被害児童生徒に対して教育的アプローチを十分に行わないような状況も散見されるのではないだろうか。このような状況により、被害者を守るためのいじめ調査であるのにも関わらず結果として、不登校児童生徒が社会的自立への一つの要素である「再登校」を目指すことができなくなっていることにつながっているものと推察される。これをふまえると、少なくとも「不登校重大事態」においては、「第三者で構成された調査組織」が調査を行うのではなく、学校主体の内部調査の方がより適切だと考えられる。しかし、この場合、公平性・第三者性の確保が難しいので、専門家等外部の人材も参加した上での学校主体の調査が望ましいのではないだろうか。

#### まとめと今後の展望

以上いじめ調査報告書が教育現場で活用されていくためには、いじめ調査そのものの在り方を検討していくと共に、以下のような視点が必要であると考えられる。「①教員がいじめ重大事

(66)

態もしくはいじめ問題について、主体性を拡幅すること」「②いじめ調査報告書そのものをわかりやすいものにするるとともに、いじめ調査報告書の提言部分についてフローチャート等など示してすぐ実践できるような形のものを作成すること」「③再発防止の部分について教育委員会等で、現場の教員を交えて、どのように学校現場で実践できるか検討する機会等を持つ必要があること」「④提言で示されたアプローチについてその効果が検討されることで、学校現場で役に立つと立証されること」などである。

本研究においては、新型コロナウイルス感染拡大以降に提出されたいじめ調査報告書のうち、インターネット上で閲覧できるものを対象として、各報告書の提言部分にどのような内容が示されているのかについて分析を行った。これらの分析より、各いじめ調査委員会にて提言されている内容については、その個別の案件としては適切な内容が含まれているものの、わが国のいじめ問題の解決に向けた提言内容の蓄積ならびにその活用という段階にまでは至っていないと考えられる。また、新型コロナウイルス感染拡大以前、以後にかかわらず、いじめ調査報告書において同じ内容であると捉えられるものが繰り返されているのが現状であると推察される。今後は本研究をふまえ、具体的にどのようなアプローチをすれば、各いじめ調査委員会から示された提言内容が教育現場に生かされ、いじめ問題の改善へとつながっていくのかということについて検討していきたい。

#### 引用文献

旭川市いじめ防止等対策委員会（2022）. いじめの重大事態に係る調査報告書（公表版）

[https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/266/270/d076131\\_d/fil/ijime\\_houkoku\\_kouhyouban.pdf](https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/266/270/d076131_d/fil/ijime_houkoku_kouhyouban.pdf)

東宏行・中村茉璃菜（2019）. いじめ重大事態調査報告書の特徴と意義－3つの調査報告書の比較から見えてくる課題－ 埼玉県立大学保健医療福祉学部教職関連科目担当者会編子ども・教職研究, 2, 24-40.

尼崎市いじめ問題対策審議会（2021）. 調査報告書の概要

[https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/024/306/210317-03.pdf](https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/024/306/210317-03.pdf)

尼崎市の中学校生徒死亡事案に関するいじめ問題調査委員会（2021）. 調査報告書（概要）

[https://www.city.kobe.lg.jp/documents/40020/20210618\\_kyoiku-4.pdf](https://www.city.kobe.lg.jp/documents/40020/20210618_kyoiku-4.pdf)

いじめ防止対策推進法（2013）.（平成25年法律第71号）

鹿児島市児童生徒の死亡事故に関する委員会（2021）. 報告書（公表版）

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kyoiku/kyoiku/seisyonen/documents/kouhyouban06280907.pdf>

神奈川県いじめ防止対策調査会（2020）. 調査報告書（公表版）

[https://www.pref.kanagawa.jp/documents/68468/juudajitai\\_houkokusyo.pdf](https://www.pref.kanagawa.jp/documents/68468/juudajitai_houkokusyo.pdf)

亀田秀子・会沢信彦（2020）. いじめ重大事態に係る調査報告書における再発防止に向けた提言の分析－過去5年以内にインターネット上で公表された調査報告書からの検討－ 文教大学教育学部「教育学部紀要」, 54, 253-267.

川崎市いじめ問題専門調査委員会（2022）いじめ重大事態に係る調査報告書（公表版）

<https://www.city.kawasaki.jp/880/cmsfiles/contents/0000089/89744/kouhyou.pdf>

- 北杜市いじめ問題専門委員会 (2021). 調査報告書 (公表版)  
[http://www.ka-mental.jp/hokuto\\_ijimereport.pdf](http://www.ka-mental.jp/hokuto_ijimereport.pdf)
- 京都府いじめ調査委員会 (2021). 京都府いじめ調査委員会調査報告書 (ホームページ公開用)  
<https://www.pref.kyoto.jp/shingikai/bunkyo-02/documents/02houkokusyo.pdf>
- 滋賀県立学校いじめ調査委員会 (2022). 調査報告書 (公表概要版)  
<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5322785.pdf>
- 児童等がその生命等に著しく被害を受けた事案に関する第三者委員会 (2022). 大阪市立小学校児童のいじめ申立に関する調査報告書  
<https://www.city.osaka.lg.jp/somu/cmsfiles/contents/0000524/524863/houkokusyo.pdf>
- 宝塚市いじめ問題再調査委員会 (2020). 調査報告書 (概要版)  
[https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/030/750/tyousahoukokusyo\\_gaiyouban.pdf](https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/030/750/tyousahoukokusyo_gaiyouban.pdf)
- 燕市いじめ防止対策等専門委員会 (2022). 調査報告書の概要  
[https://www.city.tsubame.niigata.jp/material/files/group/27/houkokusyo\\_gaiyou.pdf](https://www.city.tsubame.niigata.jp/material/files/group/27/houkokusyo_gaiyou.pdf)
- 中央教育審議会 (2015). チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について (答申)
- 所沢市教育委員会 (2022). 調査報告書 (公表版)  
<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kosodatekyoiku/kyoiku/houkoku.files/R1houkoku.pdf>
- 豊田市立小学校児童重大事故再調査チーム (2022). 調査報告書 (公表版)  
[https://www.city.toyota.aichi.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/050/014/04.pdf](https://www.city.toyota.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/050/014/04.pdf)
- 名古屋市いじめ問題再調査委員会 (2021). 調査報告書 (公表版)  
<https://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/cmsfiles/contents/0000129/129720/tyousahoukokusyokouhyouban.pdf>
- 奈良学園中学校「いじめ重大事態に関する第三者委員会」(2021). 報告書 (公表版)  
<https://www.naragakuen.jp/report/information/pdf/report.pdf>
- 八王子市いじめ問題調査委員会 (2021). 八王子市立中学校におけるいじめ重大事態に係る再調査報告書 (公表用)  
[https://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/001/018/001/p026083\\_d/fl/sihoukoku.pdf](https://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/001/018/001/p026083_d/fl/sihoukoku.pdf)
- 広島県いじめ問題調査委員会 (2021). 県立学校いじめ重大事態に関する調査報告書  
[https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/762180\\_7540996\\_misc.pdf](https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/762180_7540996_misc.pdf)
- 福島市いじめ問題対策委員会専門部会 (2022). 福島市内公立小学校で発生したいじめ重大事案の調査報告書  
<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/gakkou-shidou/kosodate/kyoiku/kyouikuinkai/documents/juudaijian.pdf>
- 米原市いじめ問題調査委員会 (2020). 調査報告書 (公表版)  
<https://www.city.maibara.lg.jp/material/files/group/43/tyousahoukoku.pdf>
- 三重県いじめ調査委員会 (2022). 三重県いじめ調査委員会調査報告書 (公表版)  
<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001005339.pdf>
- 文部科学省 (2017). いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
- 文部科学省 (2019). 不登校児童生徒への支援の在り方について (通知)
- 文部科学省 (2022). 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
- 大阪府立学校等のいじめの重大事態に係る再調査委員会 (2022). いじめ重大事態に係る再調査報告書 (概要)  
<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/35372/00000000/20210326ijimesaichousa%20gaiyou.pdf>
- 堺市いじめ防止等対策推進委員会 (2022). いじめ重大事態調査報告書

( 68 )

[https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/tetsuzuki/ijime\\_boshi/houkokusyo.files/houkokusyo.pdf](https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/tetsuzuki/ijime_boshi/houkokusyo.files/houkokusyo.pdf)

和歌山大学附属中学校におけるいじめ重大事態調査委員会（2022）. 調査報告書

[https://www.wakayama-u.ac.jp/news/2022070500035/files/20220705tyosa\\_hokokusyo.pdf](https://www.wakayama-u.ac.jp/news/2022070500035/files/20220705tyosa_hokokusyo.pdf)